

お客様各位

あかつき証券株式会社

取引時確認事項の提出に関するお願い

平成28年10月1日より改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」が施行されました。個人のお客様は外国PEPsの該当確認の申告、法人のお客様は改正法に基づく実質的支配者の届け出、及びその方の外国PEPsの該当確認の申告をしていただくことになります。

対象のお客様	確認内容
個人のお客様	外国PEPs
法人のお客様	実質的支配者・外国PEPs
200万円を超える財産の移転を伴う取引を行うお客様	外国PEPs・実質的支配者（法人のみ）

外国PEPsに該当される方の申告のお願い

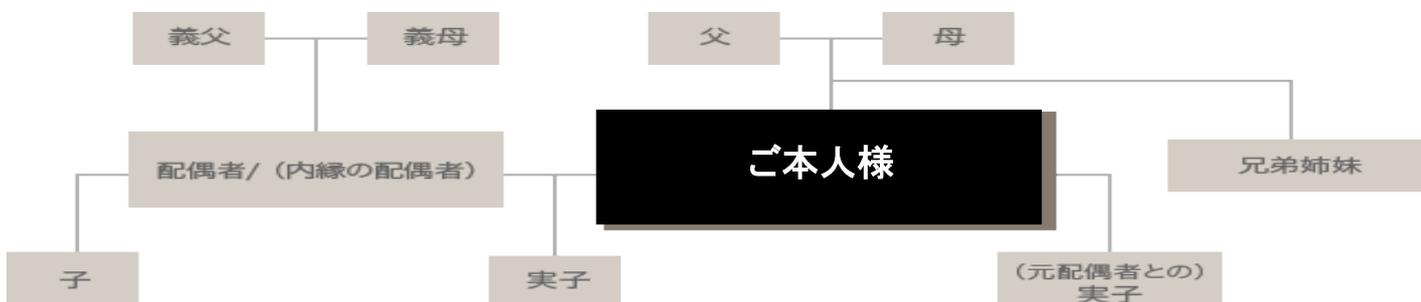
【外国PEPsとは】

外国の政府等において重要な地位を占める方（下記職位①～⑤を参照）、その地位にあった方、または「その家族」に該当される方となります。該当する方は申告または届出を要することとなります。

- ① 外国の元首
- ② 外国において下記の職にある方
 - ・ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決を経て、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①又は②であった方
- ④ ①～③の家族（配偶者・（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母・及び子）
- ⑤ ①～④が実質的支配者である法人

※ 該当する方、ご不明な点がございましたら担当者、各本支店の店頭にご相談下さい。

【外国PEPsに該当する親族の範囲】

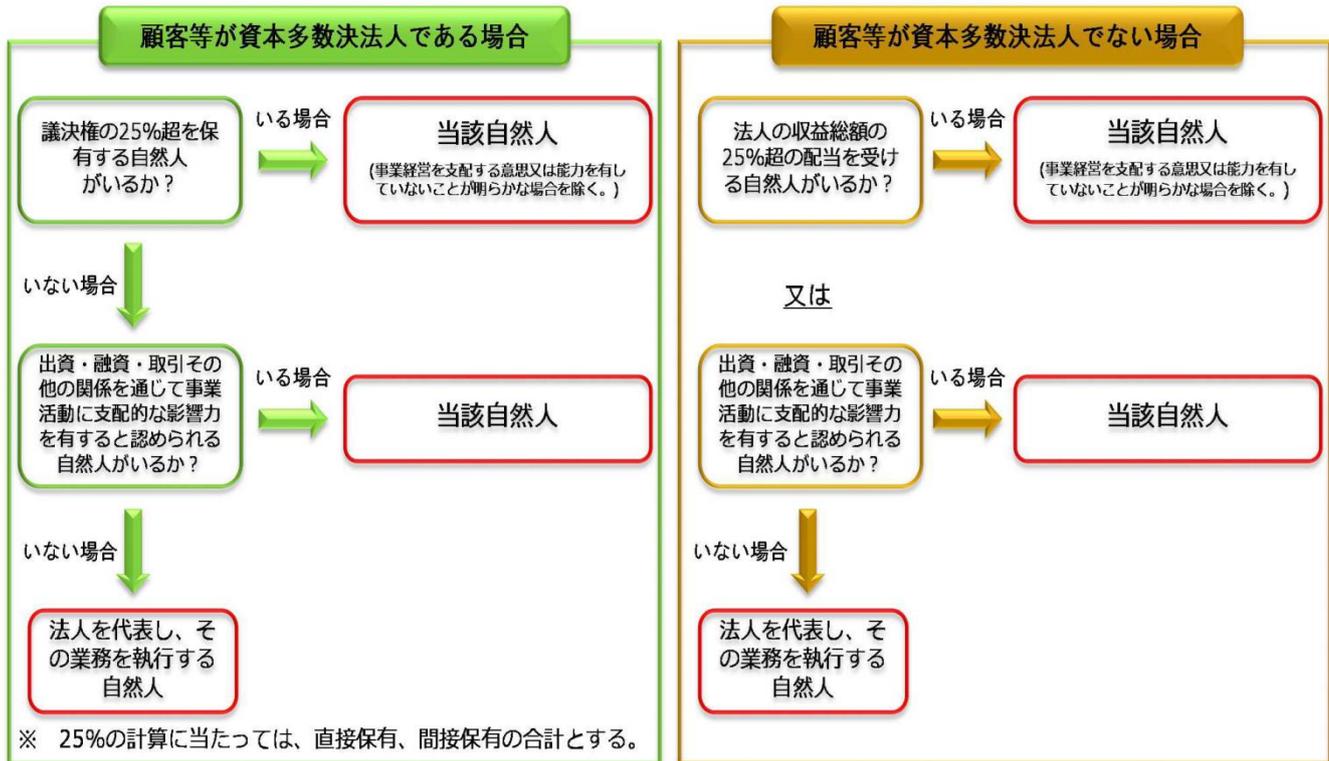


法人口座は改正法に則った実質的支配者の再届出が必要

【平成 28 年 10 月 1 日以降のお取引の場合】

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正法に則った実質的支配者の届け出が必要になりました。

法改正前と同様に法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方（自然人）をいいます。平成 28 年 10 月 1 日の法改正に伴い、既存の法人口座のお客様についても、以下の条件に該当する個人・法人を「実質的支配者」として、実質的支配者届出書により必ず申告する必要があります。



※ 世界各国でマネー・ローンダリング、テロ資金供与防止の対策が強化される中、日本においても今般改正法が施行される趣旨を踏まえ、弊社におきましても引き続き当該対策に努めてまいります。お客様のご理解、ご協力のほどを何卒お願い申し上げます。

以上